

決)とされています。これを、安全配慮義務といいます。この安全配慮義務が、職場における労働災害を未然に防止するための安全衛生管理上の義務といえます。

## (2) 安全配慮義務の履行と具体的活動

企業の安全配慮義務は、労働災害の「危険発見」と「その事前排除（予防）」を意味し、次のような活動が必要となります。

### ① 危険発見

職場における危険、特に働いている人の周りにある危険を予知して発見する

### ② 事前排除（予防）

リスクを除去したり低減させたりし、残存したリスクに対しては作業者にその存在などを示し、危険が顕在化しないように対策をとる

## 3 労働安全衛生法

### (1) 成立の背景

労働安全衛生法が制定される以前は、労働者の安全と健康を確保するための安全衛生対策については、労働基準法の中で定められていましたが、昭和30年代～40年代になると、急激に変化する産業社会の実態に、災害防止対策が即応できなくなってきました。

労働基準法の「安全及び衛生」の部分の中核に、新たに規制事項や国の援助措置等の規定を加え、安全衛生に係る法制の強化を図るため、昭和47年、労働安全衛生法が制定されました。

### (2) 目的

労働安全衛生法は労働基準法と相まって、労働災害防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主活動の促進の措置を講ずる等の総合的、計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としています（第1条）。

### (3) 労働安全衛生法の内容

労働安全衛生法の目的を達成するために、具体的なものとして、「労働災害防止計画」「安全衛生管理体制」「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」「健康の保持増進のための措置」等12章、122条の条文で構成されています。さらに、具体的に活動を展開するための詳細について、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則で述べています。

### (4) 在宅介護サービス業が適用される法的安全衛生管理体制

法令とは、法律と命令の総称です。この場合法律は、形式的意味の法律を、命令は、行政機関によって制定される法形式をいい、政令、省令、告示に区分されます。

在宅介護サービス業に係わる法令は、(資料)Ⅲ-3「在宅介護サービス業の法的安全衛生管理体制等について」を参照して下さい。

## 4 安全衛生管理体制の確立

### (1) 安全衛生管理体制の整備

労働災害をなくすための効果的な安全衛生管理を行うためには、事業者をはじめ所長、管理者サービス提供責任者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業活動の中で、事業場全体で計画的に安全衛生管理活動に取り組む必要があります。

### (2) 安全衛生管理規程

安全衛生管理規程とは、事業場における安全衛生管理に関する基本的な事項を文書で定めたものです。

安全衛生管理を効果的に、円滑に進めるためには、安全衛生管理組織とその職務、権限、責任や管理事項について、一定の準拠すべきルールが必要です。このルールが安全衛生管理規程です。

安全衛生管理規程は、実行できないような内容のものを作成しても意味がないので、あくまで、実行可能な内容のものとするよう心がけなければなりません。一方、どうしてもやらなければならない内容については、あらかじめ関係者の理解を得た上で、強制しても実行に移すという気構えも必要です。

### (3) 安全衛生委員会

事業場における安全衛生管理は、本来、事業者の責任において進められるものですが、同時に、労働者の協力なくしては円滑な推進を期待することは難しいものです。

労働安全衛生法では、事業場の業種、規模によって、危険防止の基本対策等を審議し労働者の意見を聞く場として、安全委員会の設置が義務付けられています。

また、健康障害防止の基本的対策等については、衛生委員会の設置も義務付けられており、多くは「安全衛生委員会」として同時に運営されています。

規模の小さい事業場や業種によっては、安全・衛生委員会の設置は義務付けられていませんが、安全衛生活動を円滑に推進するためには、「安全衛生会議」等を設置して協議をしていく必要があります。

## 5 安全衛生活動

### (1) 管理組織の機能

事業活動の中には、労働災害を起こすもととなる災害要因が潜んでいます。このような、災害要因を見つけ出し、その対策を検討して定め、実行していくことが安全衛生管理活動です。

つまり、安全衛生管理は、事業活動とは別の活動として行うものではなく、「安全衛生を組み込んだ事業」といわれるように、事業活動の中に一体として組み込んで活動することが重要です。

## (2) 経営トップのリーダーシップ

いくら立派なシステムができて、実際に機能しなければ意味がありません。システムに活力を与えるものは、経営トップのリーダーシップです。リーダーシップを発揮するためには、まず、トップ自身が安全衛生の重要性を理解しなければなりません。また、その基本的な考え方を全従業員に示すことも大事です。これにより、はじめてシステムはその進むべき方向を与えられることとなります。

## (3) ラインにおける安全衛生活動

企業経営では、経営トップの明確な方針指示のもとに、部課長などのラインを通して現場第一線に上司の意向を伝え、仕事を完成させます。災害防止活動も同じように、ライン管理者の責任で行うのが効果的です。

介護サービス事業においても、ラインにあたるしくみとその管理者を中心とした活動を進めることが大事です。ライン管理者の役割を担って安全衛生活動を推進する方（管理者、衛生推進者、サービス提供責任者等）には、以下の項目等の実施が望まれます。

- ① 有効な介護作業方法の決定
- ② 介護労働者の管理
  - ア 資格等の管理
  - イ 介護技術の習熟管理
  - ウ 介護労働者の技術指導
  - エ 職場巡視による個別指導
  - オ 介護労働者の適正配置
- ③ 労働災害防止への取組
  - ア 安全衛生に関する情報の収集と提供
  - イ 介護労働者の意向聴取と反映
  - ウ 安全衛生意識の高揚への取組

## (2) 日常の安全衛生活動

日常の安全衛生活動には、次のようなものがあります。

### ① 整理・整頓・清掃・清潔（4S）

職場の安全衛生は、「4Sに始まり、4Sに終わる」とまで言われます。4Sを進めるためには、具体的な4S基準を設定し、チェックリストを活用して活動を進めるのが効果的です。

- ・ 整理（いるもの、いらないものを選別し、いらないものは処分する）
- ・ 整頓（必要なものの置き場所を決める、取り出しやすい工夫）
- ・ 清掃（汚れ、ゴミなどを取り除く）
- ・ 清潔（衛生的な状態に保つ）

### ② ミーティング

現場や作業の現状の問題（危険）を解決していくためには、ミーティングで「ホンネで

話し合い、考え合い、分かり合って行動する」ことが大変重要です。一方的な押しつけでは、人をやる気にさせることはできません。

特に、始業時にチームで行う5分間の短時間ミーティングは、1日の業務の流れとチェックポイントを把握するのに有効です。

### ③ 危険予知訓練（KYT）

危険予知訓練は、問題解決4ラウンド法を基本にし、グループで討議し、危険要因を発見し、対策を誘導するというもので、安全意識の高揚策として最も効果のある手法の一つになっています。

実践の間では、時間的な制約や効率性から簡易KYが実施されています。なお、在宅介護サービス業の場合は、一人KYが有効になります。

#### ア 危険予知訓練の方法

- ・ イラストまたは作業現場にある設備や作業方法を題材として、グループあるいは個人を対象として訓練を行う。
- ・ 現場のリーダーが中心となって、全員参加で、継続的に行う。
- ・ 訓練の質的向上を図るため、外部の講師を招くなどして定期的に研修会を開く。

#### イ 危険予知訓練の効果

- ・ 危険に対する感受性がたかまり、今までは見逃されがちだった潜在的な危険を発見する能力が高まる。
- ・ グループで討議するので、共通した認識が生まれる。
- ・ 反復訓練することにより、訓練で得た経験が災害防止対策の実際面で生かされる。
- ・ みんなで声を出すことで、自分もやろうという意欲がわいてくる。

### ④ 指差し呼称

鉄道で始まった指差し呼称が産業現場に普及し、家庭の主婦までがこの手法を用いてガス栓閉止などの確認をするようになりました。実施したこと、またはしようとしていることを、指で差し、声を出して、事実を確かめる効果は、科学的に立証されています。

### ⑤ ヒヤリハット活動

職場で仕事をしていて、事故にはならなかったけれどもヒヤリとした、ハットしたなどは、誰もが経験しています。これらの災害に発展する可能性のある危険要因を、ヒヤリハットの段階で取り除こうという活動が、多くの企業で行われています。

ヒヤリハット活動では、5W1Hの事項をメモし、上司に報告します。管理者は、「ヒヤリハット報告は災害危険の把握」と位置づけ、報告しやすい雰囲気をつくり、改善措置をとることが大事です。

### ⑥ 週間行事

全国の事業場では、毎年7月1日から1週間の「全国安全週間」、10月1日から1週間の「全国労働衛生週間」に、安全衛生意識の高揚を図るため、表彰、ポスター掲示、標語募集など様々な活動を展開しています。

## ⑦ 改善提案

働く人の創意工夫があつて初めて、企業の発展が期待でき、また、災害防止の成果が上がります。提案制度は、第一線で働く人が安全衛生に関し「改善しよう」という意欲を書面を通して実現するための方法です。

## 6 安全衛生の先手管理

### (1) リスクアセスメント

リスクアセスメントは、

- ① 事業場のあらゆる危険有害要因を洗い出し
- ② それらのリスクの大きさを見積もり、評価し
- ③ 労働者保護の観点から容認できないものを個別に具体的に明らかにする

ことを、体系的に進める手法です。

リスクアセスメントは、現場の作業者の参加を得て、管理者とともに進めるため、職場全体で共通の認識を持つことができ、また、リスクレベルを知ることで、安全衛生対策の優先順位が明確になり、合理的にリスク低減を推進できます。

### (2) 労働安全衛生マネジメントシステム

潜在的な危険有害要因を低減させ、安全衛生管理のノウハウを適切に継承し、安全衛生水準の確実な向上を図っていくためには、安全衛生管理を連続的かつ継続的に実施するしくみ、すなわち「マネジメントシステム」を確立し、これを適切に実施し、運用することが必要となってきました。

マネジメントシステムは、方針を立て、目標を設定し、個々の安全衛生対策について事業場として実行すべき計画を作成して、組織と予算を与え、実行の責任と権限を明確にすることを基本としています。誰がいつまでに実行するかを明確に示すしくみを求めているため、確実に実行できる保証ができます。

さらに、マネジメントシステムは、実行した対策を評価して見直しを行うPDCAサイクルによって進められます。

「計画 (Plan) —実施 (Do) —評価 (Check) —改善 (Act)」

このサイクルを回すことにより、スパイラル状にレベルアップが期待できます。

## Ⅱ 介護労働者の労働災害

### (1) 労働災害の発生状況

区 分	平成13年労働災害		労働災害 事例数
	死傷者数	割合 (%)	
転落・墜落	31	6	5件
転 倒	111	23	3
激 突	18	4	2
飛来・落下	4	1	8
崩壊・倒壊	4	1	—
激突され	4	1	4
挟まれ・巻き込まれ	19	4	7
切れ・こすれ	15	3	7
踏み抜き	2	0.4	2
高温・低温の物との接触	2	0.4	6
交通事故（道路）	102	21	10
交通事故（その他）	2	0.4	—
動作の反動、無理な動作	159	32	6
その他	17	3	4
分類不能	2	0.4	—
合 計	492	100	64

注1 資料出所 [平成13年度労働者死傷病報告（休業4日以上死傷者数）より集計]

（死傷者数492名（死亡者3名を含む）女性448名、男性44名）

2 労働災害事例は、平成13年度の労働災害とは関係しない。なお、事例は在宅介護サービス業を主体にしている。

(2) 労働災害の事例

労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
転落	1	利用者の団地の階段で足を滑らせ踊り場まで転落	帰宅時	階段	骨折
	2	片付け後、利用者のいる1階へ下りる時、急な階段で足を滑らせる	食事片付け後	階段	尾骨骨折
	3	階段から転落する	階を移動中	階段	
	4	ベッドから下りる際、布団カバーに足を取られ、ベッド下に転落	マッサージ	ベッド	打撲
	5	飛び降り足を痛める	洗濯	床	右足指骨折
転倒	1	扉を閉めようと、スロープを下りた時、すべり転倒する	掃除	床	右手打撲
	2	坂道での移送車両操作中に、バランスを崩し、台の上から転倒	外出支援	車いす	左肘骨折 臀部打撲
	3	車いすからベッドへの移乗時、利用者に急にしがみつかれ転倒	ベッドへ移乗	床	腰の打撲 口腔内出血
激突	1	四つんばいになり浴槽を洗浄中、手を滑らせ浴室の壁に右手を激突	洗浄作業	浴室の壁	右手人指し 指剥離骨折
	2	ベランダにでる時、バランスを崩し、窓のサッシに小指を突く	洗濯作業	窓のサッシ	小指の骨折
飛来・落下	1	テーブルを持ち上げたときに手がすべり足の上に落とす	テーブル高さ調整	テーブル	右足親指負傷
	2	突風でダンボールの空箱が飛来し、肩から腕にあたる	外出支援	ダンボール	右腕・肩負傷
	3	洗い台のタンカーが支柱から脱落し右足に落下	入浴介助	タンカー	右足負傷
	4	汚物処理のため庭先で洗濯中に突風が吹き、物干し竿が落下し頭部に当たる	洗濯作業	物干し竿	頭部打撲 頸椎捻挫
	5	浴槽を運搬中に落とし手を挟む	訪問入浴	浴槽	右手裂傷
	6	機材運搬中、足元に落とす	訪問入浴	機材	左足負傷
	7	清掃中に、額縁のヒモが切れ、額縁が足に落下する	掃除	額縁	足骨折

労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
	8	掃除のため、ソファ移動中、手が滑り、足に落下	掃除	ソファ	左足指打撲
激突され	1	臀部を洗うため立ち上がってもらった所、シャワーキャリーが動き足の上に乗る	入浴介助	シャワーキャリー	足骨折
	2	オムツ交換後、利用者が急に暴れだし、止めようとしたところ拳が目にあたる	排せつ介助	利用者	右目負傷
	3	排せつ介助後、利用者が着替えを嫌がり腕を振りまわした。避けた時に後頭部を手すりにぶつける	排せつ介助	利用者	後頭部打撲
	4	車イスで外出介助中、背後から人がぶつかってきた。車イスの前輪が段差から落ち、支えようとした時、肩をハンドルに強打する	外出介助	車イス	右肩打撲
挟まれ・巻き込まれ	1	他の人が利用者を車イスに深く座らせようとした時に車イスが動き、前輪に巻き込まれる	入浴介助	車イス	左足負傷
	2	洗濯物を取り出そうと、回転中の洗濯機に手を入れ、洗濯物が指にからみつき、切断する	洗濯	洗濯物	右手中指切断
	3	介助終了後、荷物をトランクに積み終え、左手をトランクにかけている時に同僚がトランクを閉てしまい手を挟む	訪問入浴	車(トランク)	左手打撲
	4	送迎車に利用者を乗せ、ドアを閉める時に、利用者の手が出てきたので押さえようとした時に、ドアで手を挟む	外出介助	送迎車(ドア)	左手親指負傷
	5	トランクに荷物を積み込み中、同僚がトランクを閉め挟まれる	駐車場	車(ドア)	頭部および首部強打
	6	玄関の引き戸を無理に開け、指を挟む	訪問時	引き戸	右手中指骨折



労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
	7	扉を閉めようとしたときにつまづき、扉の開閉部に指を挟む	事務所入室時	鉄製ドア	右手小指骨折
切れ・こすれ	1	調理中、水道の蛇口にかかっていた皮むき器の刃に触れ指を切る	調理作業	皮むき器	左手指を切傷
	2	はさみを持ちしゃがんだ時に、はさみが服に引っかかり、足に刺さる。	環境整備	はさみ	右下ふくらはぎ突刺傷
	3	食器洗浄中に皿がわれ、破片で手を切る	食事介助	皿	右手親指切傷
	4	利用者とトラブルになり、はさみを持って向かってきた。避けようとはさみを手で持ってしまい手を切った。	在宅介護	はさみ	右手親指切傷
	5	冷蔵庫の下に手を入れての掃除中、突き指をし、筋を切断する	掃除	冷蔵庫	右手中指の筋を切断
	6	包丁を持ちながら野菜を探していたところ、包丁を手に引っ掛け切る	調理作業	包丁	左手親指負傷
	7	コップを洗浄中、割れた破片で手を切る	調理作業	コップ	右手薬指切傷
踏み抜き	1	車いすで移動中、床板を踏み抜く	通院介助	床板	足首捻挫
	2	利用者宅の庭を歩行中、アース棒で靴底を踏み抜く	生活介助	アース棒	足の親指付け根切傷
高温物体との接触	1	ストーブ上の両手鍋に服が引っかかり、熱湯をかぶる	生活介助	熱湯	右大腿部火傷
	2	何回押ししてもガスレンジが点火しないため、覗いたところガスが爆発した	調理作業	ガスレンジ	右目火傷
	3	ワゴンでお茶、みそ汁等を運搬中、段差でこぼれ足にかかる	食事介助	みそ汁	右足火傷
	4	熱湯を捨て湯切りしようとした時に手がすべり熱湯をかぶる	調理作業	鍋の熱湯	顔、肘の火傷

労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
	5	ガス台上部のまな板が落下し、その弾みで鍋がひっくり返り熱湯をあびる	調理作業	鍋の熱湯	顔面～胸部の火傷
	6	利用者宅の台所に行ったところ、空焚きを発見、あわてて鍋を手でつかみ、火傷をする	生活介助	鍋	手の火傷
交通事故 (道路)	1	自転車で走行中、側道より自転車が飛び出してくる。避けて、バランスを崩しフェンスに激突	介護途上	フェンス	左手関節捻挫
	2	自転車で走行中、一方通行路から車が進入。接触し転倒する	介護移動途上	車	全身打撲
	3	移動中交差点で自転車と接触し、横転	介護移動途上	自転車	親指捻挫
	4	バイクで移動中、小動物が飛び出し衝突、転倒	介護移動途上	小動物	肋骨骨折
	5	バイクで移動中、信号のない交差点で相手バイクと衝突する	介護途上	バイク	腰部骨折
	6	自転車で移動中、信号のない交差点で、出会い頭に自転車と衝突し、転倒	介護途上	自転車	肋骨骨折
	7	社用車で移動中、走行車線から急に割り込んできた車を避けたところ、道路標識、バス停に衝突し横転する	介護帰途	道路標識 バス停標識	頸部障害
	8	自転車で移動中、歩行者を追い越すときに車道にでてしまい、トラック後部に接触し転倒	介護途上	トラック	
	9	利用者宅の駐車場で、操作を間違え向かいの家の塀と電柱に激突	介護途上	塀、電柱	首、肩等の打撲
	10	坂道を自転車で移動中、後続自転車に追突され転倒	介護移動途上	自転車	
動作の反	1	オムツ交換をしていたときに腰に違和感、帰宅後激痛	排せつ介助	利用者	腰痛